

2017年5月15日

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）による第二次市中協議文書「ガイドライン：ステップイン・リスクの特定と管理」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）から2017年3月15日に公表された第二次市中協議文書「ガイドライン：ステップイン・リスクの特定と管理」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントがBCBSにおけるさらなる作業の助けとなることを期待する。

#### 【総論】

我々が第一次市中協議に寄せた意見<sup>1</sup>も踏まえ、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）が、ステップイン・リスクに対して画一的なアプローチ（第1の柱にもとづくアプローチ）ではなく、個別対応が可能なアプローチ（第2の柱にもとづくアプローチ）を提案したことを歓迎する。各国毎にビジネスモデルや取引慣行、法制や銀行監督の仕組み等が異なっていることを踏まえると、ステップイン・リスクを柔軟な枠組みで取り扱うことが重要である。

ただし、万が一、銀行が関係を有する事業体が金融上の困難に直面した場合、本規制枠組みが足枷となり民間銀行は流動性等の支援を躊躇せざるを得なくなる懸念がある。それがシステミック・リスクの増加に繋がり、金融安定を確保するためには、最後の貸手機能を有する公的セクターが流動性供給等を行わざるを得ない事態が生じる可能性がある。グローバルな金融安定の確保という観点から、本規制枠組みが及ぼしうる副次的な影響についても、十分な検討が行われることを期待している。

本規制枠組みは、これまでに策定されてきた規制（大口与信規制の厳格化、ファンド投資や証券化エクスポージャーに係る資本賦課の強化、MMF規制等を含む）では捕捉されていない「残存リスク」を銀行自身が評価する枠組みであると理解している。このような理解のもと、市中協議の提案には、実務上対応が困難な規定や、定義の明確化が必要な規定が含まれている。規定の見直しにより、コスト・ベネフィットの観点からよりバランスの取れた枠組みになることを

---

<sup>1</sup> 全国銀行協会「バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書「ステップイン・リスクの特定と評価」に対するコメント」（2016年3月17日）

<https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion280317.pdf>

期待している。

以下の各論では、実務上の観点から、本市中協議文書の趣旨に沿った対応を行ううえで資すると考えられる事項について、コメントしたい。

## 【各論】

### 1. ステップイン・リスクの管理に係る手順について

本文 1.4「フレームワークの構成」において、ステップイン・リスクを評価する母集団を特定したうえで、集団的反証 (collective rebuttals) の対象となる事業体や、重要性がない事業体を、評価の対象から除外する手順が示されている。

この手順について、まず集団的反証の対象となる事業体および重要性がない事業体の種別・類型を特定・除外したうえで、ステップイン・リスクを評価する母集団を把握する手順とすべきである。

集団的反証の対象となる事業体および重要性がない事業体の種別・類型を明確に特定しているのであれば、ステップイン・リスクを潜在的に抱えうる母集団を適切に把握できるため、ステップイン・リスクがない、もしくは小さい集団的反証の対象となる事業体および重要性がない事業体の把握や集計等までを求める必要はない。

### 2. ステップイン・リスクの定義および範囲について

#### (1) 非連結事業体

パラグラフ 18 にもとづく、ステップイン・リスクの評価対象となる事業体の範囲が事実上無制限であるように理解されるが、本規制枠組みが検討された経緯を踏まえると、ステップイン・リスクの評価対象となる事業体はシャドバンキング事業体に限定されるべきである。

本規制枠組みは、金融安定理事会 (FSB) のシャドバンクの監視および規制の強化に向けた取組みの一環であり、その目的は「シャドバンキングシステムが銀行に及ぼしうる波及的影響を軽減すること」であることから、解釈によっては事業法人も評価対象に含まれる枠組みは過度に保守的なものである。また、民間銀行が関与する全ての事業体を評価対象とすることは、実務上の負荷が非常に大きい。

#### (2) 集団的反証について

各法域において集団的反証の効果が認められた法規制について、BCBS に一覧を公表いただきたい。BCBS がカウンターシクリカル資本バッファ (CCyB) の各法域の設定状況を一覧にしている事例が参考になると考えている。

一覧が公表されることにより、金融機関の自己評価における手続が大幅に簡

素化されることが期待される。また、ある法域で集团的反証の効果が認められたことが明らかになれば、その他の法域の類似の規制が集团的反証の事例となるか検証する手掛かりとなることが期待される。

### 3. 報告テンプレートについて

もし、報告テンプレートを用いて重要性がない事業体の報告が引き続き求められるのであれば、資産規模の総額等、事業体から入手する情報にもとづかなければ報告できない項目は削除いただきたい。重要性がない事業体は、民間銀行の関与が少ない事業体であり、その事業体から得ている情報も限られたものとなっている。重要性がないにもかかわらず、本報告要件のためだけに追加で事業体から情報を入手しなければならないのは、得られる便益に比べて民間銀行や事業体への負荷が大きいものとする。

また、報告テンプレートは、前回の報告からの変動（追加・削除された事業体）のみを記載する様式に変更いただきたい。変更により、民間銀行の報告負荷や、監督当局の検証負荷が軽減されることが期待される。

### 4. ステップイン・リスクの自己評価の結果を報告する監督当局について

ステップイン・リスクの自己評価の結果を報告する監督当局は、民間銀行グループのホーム国当局であることを確認したい。

パラグラフ 104 において、複数の法域にわたって支店や子会社がある民間銀行グループにかかるステップイン・リスクの監督に関し、監督カレッジ等を通じて、他の法域の監督当局と情報を共有すべきとされている。そのため、銀行グループが、ホーム国当局に自己評価の結果を報告し、ホーム国当局が他の法域の監督当局と情報を共有すれば必要十分であり、民間銀行グループが各ホスト国当局に同様の報告を行うような不必要な報告負荷を排除することができる。

### 5. 実施時期について

本規制枠組みがこれまでに策定された規制では捕捉されていない「残存リスク」を評価する枠組みであることを踏まえると、本来、本規制枠組みは、現在検討が進められている一連の規制改革（資産運用業界等のシャドーバンキングセクターの健全性を高める取組みを含む）が完了した後に実施すべきと考える。規制改革が進められている最中に本規制枠組みが実施されてしまうと、新たな規制が実施される度に「残存リスク」の範囲を見直す必要が生じてしまう。

BCBS は 2019 年末までの実施を求めているが、ステップイン・リスクは新たなリスク概念であり、各銀行において管理態勢の構築が必要であるほか、各国ルールの策定にも当局と民間銀行の議論が不可欠であり、相応の時間を要するも

のと思われる。そのため、最終化から2年程度での実施では規制遵守に向けた準備が整わないおそれがある。最終化から最低3年程度の十分な準備期間を確保すべきである。

以 上